2508版

意見招請に関する公示

（参考見積書のみ）

次のとおり実施要領を作成しましたので、意見を招請します。

2026年11月6日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

１．業務名称：　国際緊急援助隊員の緊急搬送業務（2027ー2029年度）

調達管理番号：　26a00865

２．意見の提出方法

(1)提出期限：　意見招請実施要領１．２）のとおり
(2)提出先：　意見招請実施要領１．１）のとおり

３．その他：　「意見招請実施要領」のとおり。

以　上

意見招請実施要領

（参考見積書のみ）

業務名称：　　国際緊急援助隊員の緊急搬送業務（2027ー2029年度）

調達管理番号：　26a00865

2026年11月6日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

独立行政法人国際協力機構では
国際緊急援助隊員の緊急搬送業務（2027ー2029年度）
について、一般競争入札（最低価格落札方式）　　（電子入札システム利用）
により受注者を選定する予定です。
つきましては、現在検討を行っている業務仕様書（案）等を公表し、同案に対する参考見積を依頼することとしましたので、下記要領により参考見積書の作成・提出にご協力願います。

１．　部署・日程等

１）窓口

国際協力調達部　契約推進第三課
電子メール宛先：　e_sanka@jica.go.jp

２）日程

項目	提出期限、該当期間	備考
参考見積書の提出	2026/11/20(金)　　正午（必着）	

２．　業務仕様書（案）等の配布・閲覧

該当なし。

３．　参考見積書の作成・提出にかかる協力依頼

参考見積書の作成・提出にご協力をお願いします。

１）提　出　期　限　：１．２）日程参照
　メールの件名：【参考見積書】　　26a00865　　_（法人名）
２）提　　出　　先　　：１．１）記載の電子メール宛先
３）提　出　書　類　：電子データ（PDF等）でご提出ください。
（ア）当機構メールシステムのセキュリティ設定上、zip 形式のファイルが添付されたメールは受信不可のため、他の形式でお送りください。
（イ）見積書には、会社名、住所、担当者名、電話番号（在宅であれば携帯電話）をご記入ください。社印の押印は省略可とします。
（ウ）見積書のファイル名もメール件名と同じにしてください。
４）そ　の　他　：
（ア）参考見積書の作成方法について

参考見積書の作成にあたっては、**別紙２**の積算様式を用いて積算してください。

（イ）公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。

４．　その他関連情報

電子入札について JICA 電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要とな りますので、初めての方はお早めにご準備ください。

１）認証局発行の IC カード及びカードリーダーの準備 詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用 者登録）」をご参照ください。認証局によりますが、IC カードの発効には 2～4 週 間かかります。

２）団体情報の登録及び「業者番号」の入手 電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行にはJICA の団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要 となります。なお、同登録には、7～10 営業日かかります。

【団体情報登録】

JICAHPリンク：団体情報の登録について

３）電子入札システムの利用方法については、当機構ホームページの「電子入札システム　ポータルサイト」をご覧ください。

JICAHPリンク：電子入札システム　ポータルサイト

４）当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、株式会社うるるへ委託しています。同者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。

本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/chotatsu/2025/__icsFiles/afieldfile/2025/09/18/20250918.pdf

以　上

別紙１：　第２ 業務仕様書（案）

別紙２：　第３ 経費の積算にかかる留意点（案）、積算様式、派遣実績、契約書（案）

別紙１

業務仕様書（案）

１　業務の背景

国際協力機構(以下、「JICA」)は、開発途上国等において発生した自然災害等に対して、被災国政府の要請に基づき、国際緊急援助隊（救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の計 5 チーム）を派遣している。特に、2015 年 10 月に設立された感染症対策チームは、感染症の流行による被害を最小限に抑えることを目的とし、感染症が流行している地域で活動するため、活動に伴う感染症への罹患リスクは高くなることが想定される。このため、万が一国際緊急援助隊員が感染症へ罹患した場合、または罹患した可能性が高い場合などにおいて、派遣国での治療が困難な場合には、確実に派遣国から本邦もしくは治療が可能な第三国に緊急に搬送し、速やかに治療を行う必要がある。

２　業務の目的

本業務は、国際緊急援助隊員が派遣国においてエボラ出血熱その他の感染症等に罹患した場合、または既往症の急激な悪化により緊急治療・入院・救援を要する事態が発生したにもかかわらず、JICA が別途加入している海外旅行保険による医療アシスタンスサービスが適用されない場合に、JICA の依頼に基づき、当該隊員を派遣国から本邦または第三国へ緊急に搬送するとともに、受入医療機関の手配その他必要な措置を実施することを目的とする。

３　業務の期間

2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで

４　業務の内容

（１）国際緊急援助隊派遣期間中 24 時間日本語で利用できるサービス体制の確保

受注者は、国際緊急援助隊の派遣期間（出発日から帰国日まで）において、24 時間 365 日、日本語で利用可能なサービス提供体制を確保するものとする。また、受注者は発注者との 24 時間連絡体制を維持し、緊急連絡網を整備しておくものとする。なお、派遣回数は災害発生状況に依存するため一定しないが、直近の派遣実績は別紙の通り。現地活動期間は状況により異なるが、概ね 2 週間程度を標準としている。

（２）緊急搬送の実施

受注者は、「５　対象者・人数」に記載される者（以下「対象者」という）が感染症等に罹患した場合、もしくは罹患した可能性がある場合などにおいて、JICA の依頼に基づき、対象者を派遣国（全世界対象）より適切な医療の提供が可能な最寄りの

病院に搬送するために、航空搬送や地上搬送、搬送中の医療措置および通信手段の手配を行う。
手配範囲は対象者の活動地点を起点とし、適切な医療提供が可能な最寄りの医療機関を終点とすることを原則とする。ただし、一部の手配を JICA または第三者が手配する場合があるため、最終的な手配範囲は JICA と協議の上決定することとする。
受注者は、必要な手配にかかる費用を一旦立替払いにより対応し、後日精算する。
搬送先は派遣国、本邦または第三国の何れも選択肢とし、JICA と協議の上、最も適切な治療が可能な場所を決定するものとする。

（３）搬送後の治療等手配
受注者は、前項（２）の緊急搬送が完了した後、JICA から依頼があった場合には、対象者が入院、治療、またはリハビリテーションを受けるために必要な手配を行う。手配範囲は、緊急搬送完了時点から症状が回復し治療が不要と判断されるまでを基本とする。ただし、一部の手配を JICA もしくは第三者が行う場合があるため、最終的な手配範囲は JICA と協議の上決定するものとする。

（４）帰国手配
受注者は、対象者が第三国の医療機関へ搬送された場合に、JICA の依頼に基づき、本邦への帰国に必要な航空搬送、地上搬送、搬送中の医療措置及び通信手段の手配を行う。
手配範囲は対象者が搬送された医療機関を起点とし、本邦への到着までを基本とする。ただし、必要に応じ、JICA 及び第三者との役割分担を調整し、最終的な範囲を決定する。

（５）平時における感染症情報の提供
受注者は、海外での感染症発生情報を月に１回程度発注者へ提供する。

５　対象者・人数
本業務の対象となる者・人数は以下の通りとする。過去の移送実績はなし。

対象者：国際緊急援助隊員
- 年間出張者数：0～100 名程度
- 派遣チーム規模（想定）
 - ✓ 10 名１チーム
 - ✓ １チームの活動期間は約 3 週間
 - ✓ 年間５チーム
 - ✓ 過去の搬送実績：なし

（１）６　**成果品**成果品

受注者は、発注者に対し、本業務完了後に業務実施報告書を提出する。

JICA が上記「４　業務の内容（２）～（４）」に記載されるサービスを利用した場合は、サービス利用終了後に業務完了報告書を提出する。報告内容は、別途指示する。

（２）著作権・秘密情報の取扱

受注者は、業務実施上知り得た情報を業務終了後、速やかに JICA に返却または消去し、返却・消去が完了した旨を JICA に書面で報告する。

７　支払

（１）サービス基本料（年会費等）部分

対象者が「４　業務の内容（１）～（５）」に記載されるサービスを受ける権利を得るために必要な費用を、サービス基本料（年会費等）として毎年度初頭に請求書受領後、30 日以内を目途に全額前払いで支払う（４月中の支払いを想定）。

（２）実費部分

対象者が「４　業務の内容（２）～（４）」に記載されるサービスを受けた場合に必要な費用については、受注者は必要経費を立て替えて支払い、サービス提供終了後一ヵ月以内に契約変更のうえ、実費精算を行う。

８　入札金額の積算方法

「７　支払」のうち「（１）サービス基本料（年会費等）部分×５カ年」を入札金額（税抜）とする。

９　受注者の条件

受注者は以下の条件を満たすこと。

- 全世界を対象としたサービスを提供できる。
- 感染症患者を対象とし、海外の国から日本及び日本以外の第３国へ緊急搬送を行った経験を有する。

１０　契約締結

契約書については、参考として案を提示している。応札希望者は、一般的損害に関する条項を確認し、業務の実施において、受注者の責に帰すべき理由により生じた損害に対する賠償の上限額がある場合は、契約締結時に提示する。なお、その他一般的損害に関する質問等がある場合は、質問期間中に確認する。

受注者の賠償の上限額等は、本落札後に応札者は発注者へ契約書を提示、再確認の上、契約締結を行う。

以　上

別紙２

第３　経費に係る留意点

１．経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

（１）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成です。

１）業務の対価（報酬）

【直接人件費】

1 年間のサービス基本料（年会費等）を設定し、３年間を乗じ算出ください。報酬単価には管理的経費も含めて積算下さい。

（２）消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に１００分の１０に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

２．請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

（１）サービス基本料（年会費等）部分

対象者が「業務仕様書　４　業務の内容（１）～（５）」に記載されるサービスを受ける権利を得るために必要な費用を、サービス基本料（年会費等）として全額前払いで毎年度初頭に請求書受領後、30 日以内を目途に支払う（４月中の支払いを想定）。

（２）実費部分

対象者が「４　業務の内容（２）～（４）」に記載されるサービスを受けた場合に必要な費用については、受注者は必要経費を立て替えて支払い、サービス提供終了後一ヵ月以内に契約変更のうえ、実費精算を行う。

３．その他留意事項

（１）精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には 、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。

積算様式

１．業務の対価（報酬）（税抜）

（円）

	単価	数量 （年）	計
サービス基本料		３	
計			

２．合計（税抜）　　１　　＝　　円　（入札金額）

３．消費税　　２．×１０％　＝　　円

３．合計（税込）　　２．＋ ３．　＝　　円

2019年4月～2026年10月までの国際緊急援助隊チーム派遣実績

被災国	災害区分	チーム種別	派遣期間	人数
モザンビーク	サイクロン	専門家チーム	2019年3月27日～4月16日	2名
		医療チーム（1次隊）	2019年3月28日～4月10日	27名
		医療チーム（2次隊）	2019年4月5日～4月18日	24名
コンゴ民主共和国	エボラ出血熱	感染症対策チーム（1次隊）	2019年8月19日～8月26日（5名） 2019年8月19日～9月1日（2名）	7名
		感染症対策チーム（2次隊）	2019年8月21日～9月8日（1名） 2019年8月23日～9月8日（8名） 2019年8月23日～9月9日（4名）	13名
サモア	麻しん	感染症対策チーム（1次隊）	2019年12月2日～12月19日（4名）	4名
		感染症対策チーム（2次隊）	2019年12月14日～12月28日（1名） 2019年12月16日～12月29日（1名） 2019年12月14日～12月29日（9名）	11名
モーリシャス共和国	油流出事故	専門家チーム（1次隊）	2020年8月10日～8月21日（1名） ～8月24日（5名）	6名
		専門家チーム（2次隊）	2020年8月19日～8月30日（2名） ～9月12日（1名） ～9月13日（2名） ～9月18日（1名） ～9月20日（1名）	7名
		専門家チーム（3次隊）	2020年9月2日～9月13日（4名） ～9月20日（2名）	6名
トルコ	地震	救助チーム	2023年2月6日～2月15日（16名） ～2月18日（1名） ～2月19日（1名） 2023年2月7日～2月15日（54名） ～2月18日（1名） 2023年2月10日～2月15日（1名）	74名
		医療チーム（1次隊）	2023年2月10日～2月20日（1名） ～2月23日（2名） ～2月25日（1名） ～3月24日（1名） 2023年2月12日～2月24日（26名） ～2月27日（1名） ～2月28日（5名） ～3月1日（4名） 2023年2月14日～2月27日（17名） ～3月1日（11名） 2023年2月15日～3月1日（6名）	75名
		医療チーム（2次隊）	2023年2月10日～3月24日（1名） 2023年2月23日～3月8日（50名） 2023年2月24日～3月8日（1名） ～3月9日（8名） 2023年2月23日～3月16日（5名）	64名
		医療チーム（3次隊）	2023年2月10日～3月24日（1名） 2023年2月23日～3月16日（5名） 2023年3月4日～3月16日（18名） ～3月24日（1名） 2023年3月5日～3月16日（11名） 2023年3月8日～3月16日（1名） ～3月22日（2名） 2023年3月12日～3月17日（1名）	41名
		専門家チーム	2023年3月6日～3月16日（11名）	11名
フィリピン	油流出事故	専門家チーム	2023年3月10日～3月21日（8名）	8名
ミャンマー	地震	医療チーム（1次隊）	2025年3月31日～4月17日	32名
		医療チーム（2次隊）	2025年4月12日～4月26日	37名
スリランカ	サイクロン	医療チーム	2025年12月3日～18日	31名
フィリピン	廃棄物処分場火災	専門家チーム	2026年4月23日～4月30日	7名
ベネズエラ	地震	医療チーム（1次隊）	2026年7月3日～7月21日	38名
		医療チーム（2次隊）	2026年7月15日～8月1日	34名
ネパール	地すべり	専門家チーム	2026年9月4日～9月18日	7名

業務委託契約書（案）

１．業務名称　　国際緊急援助隊員の緊急搬送に係る業務（2027-2029年度）

２．契約金額　　金●●●●●円
（内　消費税及び地方消費税の合計額　●●●●●　円）

３．履行期間　　2027年4月1日から 2030年3月31日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と●●●●●（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第１条　受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に規定する業務（以下「本業務」という。）を、業務仕様書の定めに従って善良な管理者の注意義務をもって誠実に実施し、発注者は受注者に対し頭書の「契約金額」の範囲内でその対価を支払うものとする。

２　受注者は、本契約及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。

３　頭書の「契約金額」には本業務の実施に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づくもの。以下「消費税等」という。）を含むものとする。

４　税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

５　本契約の履行及び本業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第 5 条に規定する監督職員を経由して提出するものとする。

６　前項の書類は、第 5 条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

７　発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

８　受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

９　本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、予め発注者が指定した場合には紙媒体によるものとし、指定がない場合には電磁的方法によるものとする。

（業務計画書）
第２条　受注者は、本契約締結日から起算して 10 営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第３条　受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託又は下請負の禁止）
第４条　受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は受注者が再委託若しくは下請負の内容、受託者若しくは下請負人の名称その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。
（１）受注者が委託等（以下「再委託等」という。）を行う相手方（以下「再委託先」という。）の名称
（２）再委託等を行う理由
（３）再委託等により処理する業務の内容
（４）再委託先において取り扱う情報の範囲
（５）再委託先における本業務実施および個人情報の取扱いに係る安全性及び信頼性を確保する対策
（６）再委託先に対する管理及び監督の方法
（７）再委託先が独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定する「反社会的勢力」でない旨の誓約
２　受注者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
（１）受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
（２）発注者は、受注者に対して、書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託又は下請負の中止を請求することができる。
（３）第 18 条第 1 項第 8 号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。
３　第１項の規定に関わらず、業務内容や利用手段の性質上、再委託先について事前承諾を得ることが困難な場合は、第１項に定める必要な情報を発注者へ通知することをもって、事前承諾に代えることを認める。

（監督職員）

第５条　発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構国際緊急援助隊事務局緊急援助第一課長の職にある者を監督職員と定める。

２　前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

（１）第１条第５項に定める書類の受理

（２）本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

（３）本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

３　前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

（１）指示　監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

（２）承諾　受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

（３）協議　監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

（４）立会　監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

４　第２項第２号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録するものとする。

５　発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第２項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

６　発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

（業務責任者）

第６条　受注者は、本業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。

２　受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、本業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

３　業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限（ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。）を有するものとする。

（本業務の内容の変更）

第７条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の内容の変更を求めることができる。

２　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

３　第１項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を

受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

４　第 2 項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

（一般的損害）

第８条　本業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第９条　本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

３　前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査）

第 10 条　受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第 14 条に規定する経費確定（精算）報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」（以下「契約金額内訳書」という。）に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

２　業務仕様書において可分な業務として規定されるものがある場合において、当該可分な業務が完了したときは、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

３　発注者は、前二項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に当該業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

（債務不履行）

第 11 条　受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（成果品等の取扱い）
第 12 条　受注者は、業務仕様書に成果品（以下「成果品」という。）が規定されている場合は、成果品を、業務仕様書に成果品が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、同条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。
２　前項の場合において、第 10 条第 3 項に定める検査の結果、成果品及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同条第 3 項の規定を準用する。
３　受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
４　受注者が提出した成果品、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果品等」という。）の所有権は、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
５　受注者が提出した成果品等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。
６　前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合について、これを準用する。

（成果品等の契約不適合）
第 13 条　発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。
２　発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
３　前二項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び第 2 項の検査の合格又は同条第 3 項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

（経費の確定）
第 14 条　受注者は緊急搬送に係る業務オペレーション終了後 30 日以内に、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなけれ

ばならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

２　受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

３　受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。

４　発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、金額を確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。

５　前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

（１）本業務の対価（報酬）

契約金額内訳書に定められた額とする。

６　受注者は、発注者から前項の直接経費に係る証拠書類の提出の省略を認められた場合は、これらを整備し、履行期間の満了した事業年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年の間、自らこれを保管し、発注者からの要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。

（支払）

第 15 条　受注者は、第 10 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に支払を行わなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された請求書を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

（履行遅滞の場合における損害の賠償）

第 16 条　受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。

２　前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた成果品等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。

３　発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金員の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金員につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（天災その他の不可抗力の扱い）
第17条　天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由（以下「不可抗力」という。）により、発注者及び受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。
２　不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

（発注者の解除権）
第18条　発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
（１）受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
（２）受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
（３）受注者が第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
（４）第22条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
（５）受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
（６）受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
（７）受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
（８）受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
イ　役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
ロ　役員等が暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者であると認められるとき。
ハ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ニ　法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ　法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ　法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト　法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ　受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

リ　受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ヌ　受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 4 号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第 19 条　発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

２　第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば収受しえたであろう利益の額を合算した金額とする。

（受注者の解除権）

第 20 条　受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

２　前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第 21 条　本契約が解除された場合においては、受注者は、解除時点における本業務の実施済部分の内容を発注者に報告するとともに、成果品等（仕掛中のものを含む。）があり発注者がその引渡しを求めたときは発注者による検査を受け、合格したものを発注者に引き渡さなければならない。

２　発注者は、前項の報告内容を勘案し、解除時点における受注者の本業務の実施済部分につき履行割合を算定し、契約金額に前記履行割合を乗じた額（ただし、

既払金を控除する。）を受注者に支払うものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）

第 22 条　受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

（１）次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ　本業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ　本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

（２）受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

（５）第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

（６）第 14 条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。

２　受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の 10 分の 2 を下ることはない。
３　前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
４　前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 18 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
５　受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して本条第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、本項第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠った者については、この限りでない。
（１）第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
（２）第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
６　前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
７　前各項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

（賠償金等）
第 23 条　受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
２　前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

（調査・措置）
第 24 条　受注者が、第 18 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
２　発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
３　発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
４　発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表する

ことができるものとする。

（秘密の保持）

第 25 条　受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

（１）開示を受けた時に既に公知であったもの

（２）開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの

（３）開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの

（４）開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの

（５）開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの

（６）法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの

（７）第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

２　受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

３　受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

４　受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

５　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

６　受注者は、本業務の実施の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

７　前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第 26 条　受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条第 1 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱

う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（１）当該取扱いに係る個人情報に関する秘密を保持し、利用目的以外に利用しないこと。

（２）本契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。

イ　当該取扱いに係る個人情報の複製等の制限に関する事項

ロ　当該取扱いに係る個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

ハ　契約終了時における当該取扱いに係る個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

ニ　本業務における責任者及び業務従事者等の管理体制及び実施体制に関する事項

ホ　前号及び次号の遵守状況についての定期的報告に関する事項

ヘ　イからホまでに定めるもののほか、当該取扱いに係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために発注者が必要と判断した措置に関する事項

（３）前号の書面に記載された事項を遵守すること。

２　発注者は、必要があると認めるときは、受注者における個人情報の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、検査により確認する。この検査は、原則として、実地検査の方法で行う。

３　業務内容の一部を再委託する場合においては、受注者は、再委託先に対し、第1項各号の義務を履行させる。この場合において、発注者は、再委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等に応じて、受注者を通じて、又は発注者自らが前項の検査を実施する。ただし、当該検査が困難な場合には、発注者と受注者は協議の上、対応方法を決定するものとする。

４　前項の規定は、再委託先が委託先の子会社である場合又は再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

５　受注者は、保有個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、保有個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

６　第1項第1号及び第2項ないし第4項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（特定個人情報保護）

第26条の２　前条第1項ないし第4項の規定は、受注者が本契約において特定個人情報等（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項で定める個人番号及び同条第8項で定める特定個人情報を指す。以下同じ。）に係る関係事務を実施する場合について準用する。この場合において、同項中「個人情報」とあるのは「特定個人情報」と読み替えるものとする。

２　前項の場合において、受注者は、前項に定めるもののほか、業務従事者等が前項に違反したときは、業務従事者等及び受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知するものとする。

３　第 1 項が準用する第 26 条第 1 項第 1 号及び第 2 項ないし第 4 項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（情報セキュリティ）

第 27 条　受注者は、本契約において発注者が提供する情報（以下「情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（１）　当該情報提供の目的以外に情報を利用しない等、提供された情報を適正に取り扱うこと。

（２）　本契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本件業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。当該書面に記載した事項に変更があった場合には、速やかに発注者に書面で報告し、発注者の確認を得ること。

イ　情報の適正な取扱いを目的とした情報セキュリティ対策の実施内容

ロ　情報セキュリティ対策を実施・管理するための管理体制

ハ　本業務に係る業務従事者及び作業場所

ニ　情報セキュリティインシデントが発生した場合の具体的な対処方法

ホ　情報セキュリティ対策に係る履行状況の発注者への報告方法及び頻度

ヘ　情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法

ト　イからヘまでに定めるもののほか、情報の適切な取扱いのために必要と発注者が判断した事項

（３）　情報の受領方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について発注者と合意すること。

（４）　第 2 号の書面及び前号の取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。

２　発注者は、受注者が取り扱う情報の格付等を勘案のうえ、必要があると認めるときは、受注者の事務所等における情報セキュリティ監査を実施する。この場合において、受注者による情報の取扱いが前項第 4 号に違反する場合には、発注者は、受注者に対し、改善を指示することができる。

３　業務内容の一部を再委託する場合は、受注者は、再委託先に対し、第 1 項各号に定める義務を履行させ、かつ第 2 項に定める情報セキュリティ監査の措置を実施する。この場合において、受注者は、発注者に対し、第 4 条に定められている事項に加え、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を提供し、発注者の確認を得る。ただし、当該情報セキュリティ監査が困難な場合には、発注者と受注者は協議の上、対応方法を決定するものとする。

（安全対策）

第 28 条　受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

（業務災害補償等）

第 29 条　受注者は、自己の責任と判断において本業務を実施し、業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

第 30 条　削除

（業務引継に関する留意事項）
第 31 条　本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、受注者は発注者の求めに従い、本業務を発注者が継続して実施できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

（契約の公表）
第 32 条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
（１）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
（２）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
（１）前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
（２）受注者の直近 3 ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
（３）受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
４　受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（準拠法）
第 33 条　本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（契約外の事項）
第 34 条　本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

（合意管轄）
第 35 条　本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず（調停事件を含む。）、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自１通を保持する。
なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

２０２●年●月●日

発注者
東京都千代田区二番町５番地２５
独立行政法人国際協力機構
　契約担当役
　理　事

受注者

別紙

契約の管理について

１．打合簿の作成

(1)契約書第 5 条に定義する監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、同第 6 条に定義する業務責任者（以下、「業務責任者」という。）と監督職員とがそれぞれ保管する。

(2)以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監　督職員が打合簿の承認を行う。

(3)打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

２．契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。

ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第 25 条第 1 項の各号の要件[1]を満たす場合に限って実施できるものとする。

(1)以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

- 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
- 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
- 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定

(2) 以下の変更を実施する場合、打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。

- 業務内容の変更
- 契約金額の変更
- 履行期間の変更

[1] 以下、契約事務取扱細則（抜粋）のとおり。

(契約の変更)

第 25 条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、

契約金額及び履行期限等を変更（以下「契約変更」という。）することができる。

(1) 契約の同一性が確保されること。

(2) 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。

2 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員と業務責任者で協議の上、必要な手続きを確認する。

以　上